

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和5年2月15日(水) 午前9時59分～午前10時37分
会場 高浜市議場

1. 出席者

3番 杉浦 康憲、 9番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、
14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子
オブザーバー
議長(12番) 鈴木 勝彦、 副議長(2番) 神谷 直子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 杉浦 浩一、 5番 岡田 公作、
6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、 8番 黒川 美克、
11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、 16番 倉田 利奈

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和5年3月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて

- (3) 一般質問の受付について
 - (4) 総括質疑の通告について
 - (5) 予算特別委員会委員の指名について
 - (6) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて
 - (7) 議員派遣について
 - (8) 3月定例会における議会のコロナ対応について
- 2 資料要求について
 - 3 今後の議会運営委員会の日程について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会します。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 令和5年3月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めますが、着席のままで結構です。

説（総務部） 委員長のお許しをいただきましたので、着座にて御説明いたします。

それでは、令和5年3月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、同意1件、一般議案が14件、補正予算が7件、当初予算が8件、報告2件の計32件をお願いするものでございます。

次に、提出予定議案の概要をお願いいたします。

同意及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

初めに、同意第1号は、現委員、内藤誠氏の任期満了に伴い、再度選任いたしたく御同意をお願いするものであります。

議案第2号は、現指定金融機関、岡崎信用金庫の指定期間の満了に伴い、再度指定するものであります。

議案第3号は、公契約に係る基本方針を定めるものであります。

議案第4号は、健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の支給額を改定するものであります。

議案第5号は、個人番号カードを所有する者について、移動端末設備を利用して、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とする等のものであります。

議案第6号及び第7号は、個人情報保護に関する法律の改正に伴う、同法の施行条例を制定するとともに、同法に基づく諮問等について調査審議する高浜市個人情報保護審議会を設置する等のもの

であります。

次ページをお願いいたします。

議案第 8 号は、市議会議員の報酬月額を改定するものであります。

議案第 9 号は、医療扶助のオンライン資格確認の実施等に伴い、生活に困窮する外国人の被保護者に係る個人番号の独自利用について定めるものであります。

議案第 10 号は、令和 5 年 4 月 1 日付けで、宅老所「こっちゃん」を吉浜ふれあいプラザ内に移転させるもので、議案第 11 号は、移転に伴い、指定管理者の指定期間を変更するものであります。

議案第 12 号は、令和 6 年 4 月 1 日付けで、吉浜公民館を廃止し、新たに吉浜交流館を設置するものであります。

議案第 13 号は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第 14 号及び第 15 号は、国の基準の改正に伴い、本市の家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関して、安全計画の策定等について定める等のものであります。

続きまして、補正予算書をお願いいたします。

議案第 16 号、令和 4 年度一般会計補正予算（第 13 回）について申し上げます。

補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 6 億 1,824 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 180 億 645 万 9,000 円といたすものであります。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

繰越明許費は 11 件で、いずれも年度内の完了が見込めないことから、令和 5 年度に繰り越すものであります。

14 ページをお願いします。

債務負担行為補正は、全ての事項について、契約金額の確定等により、限度額を変更いたすものであります。

16 ページ 17 ページをお願いいたします。

地方債補正の上から 3 段目の道路整備事業は、市道港線拡幅工事に係る土地購入に伴い、限度額を増額いたすもので、下段の高取小学校長寿命化改良事業から高取小学校給食施設改築事業までの 3 事業は、限度額を新たに設定するものであります。

58 ページ及び 59 ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款 1 項市民税から 5 項都市計画税までは、決算見込みに伴い、増額いたすものであります。

10 款 1 項地方交付税は、国の第二次補正予算により、普通交付税の再算定が行われた結果、交付団体となったため、普通交付税を増額いたすものであります。

60 ページ、61 ページをお願いいたします。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の社会福祉費負担金は、障害福祉サービス等給付費の増加に伴い、増額いたすものであります。

14 款 2 項 5 目教育費国庫補助金の小学校費補助金は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事等に対する補助金を計上いたしましたものであります。

62 ページ、63 ページをお願いいたします。

15 款 2 項 2 目民生費県補助金の社会福祉費補助金及び児童福祉費補助金は、主に各種医療扶助費の増加に伴い、増額するものであります。

7 目土木費県補助金の道路橋りょう費補助金は、市道港線拡幅工事に伴う土地購入に対する補助金を計上いたすものであります。

64 ページ、65 ページをお願いいたします。

17 款 1 項 1 目一般寄附金の 1 節一般寄附金は、戊亥同年会様から、3 目総務費寄附金の職員研修基金指定寄附金は、匿名の方からそれぞれ御寄附いただいたものであります。

18 款 1 項 1 目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の

財源調整として減額するもので、公共施設等整備基金繰入金は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事等の財源として増額いたすものであります。

74 ページ、75 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて申し上げます。

3 款 1 項 3 目障害者在宅・施設介護費は、利用者の増加等により、障害福祉サービス等給付費を増額するものであります。

10 目障害者医療費の障害者医療扶助費、精神障害者医療扶助費及び 11 目子ども医療費の子ども医療扶助費は、受診件数の増加等に伴い、増額するものであります。

76 ページ、77 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 2 目保育サービス費、3 保育園管理運営事業の保育環境改善等事業費補助金は、交付額の決定に伴い、増額いたすものであります。

78 ページ、79 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 2 目保健・予防費は、総合健診の受診者数の増加等に伴い、健康診査委託料を増額いたすものであります。

84 ページ、85 ページをお願いいたします。

8 款 2 項 1 目生活道路新設改良費になりますが、2 市道新設改良事業の公有財産購入費は、市道港線拡幅工事に伴う土地購入費を計上いたすものであります。

90 ページ、91 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 3 目学校建設費の 2 小学校長寿命化改良事業は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化を図るための改良工事にかかる管理業務委託料、工事費等を計上いたすものであります。

92 ページ、93 ページをお願いいたします。

10 款 4 項 1 目幼児教育費の 8 子育てのための施設等利用給付事業は、授業料の増額に伴い、私立幼稚園授業料等軽減給付費の不足額を増額いたすものであります。

94 ページ、95 ページをお願いいたします。

10 款 5 項 5 目文化事業費の 1 美術館管理運営事業は、バリアフリー化に向けた設計業務委託料及び工事費を計上いたすものであります。

そのほか、全体を通じまして、事業費の確定等により、委託料、補助金、工事請負費等の事業費をそれぞれ減額いたしております。

続きまして、特別会計及び企業会計につきましては、補正予算書の 3 ページにお戻りをお願いいたします。

3 ページの補正予算総括表をお願いいたします。

5 つの特別会計及び 1 つの企業会計の補正予算は、事務事業費の確定、あるいは年度末の決算見込み等に伴う補正が主なものでございます。

続きまして、当初予算書をお願いいたします。

議案第 23 号、令和 5 年度一般会計予算について申し上げます。

当初予算書の 7 ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 178 億 2,200 万円と定めるものでございます。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

債務負担行為は、18 の事項について定めるもので、14 ページをお願いいたしまして、地方債は、11 事業について計上いたすものであります。

51 ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款市税は、90 億 4,254 万 3,000 円で、前年度比 5 億 1,468 万 3,000 円の増を見込んでおります。

7 款地方消費税交付金は 11 億 8,500 万円、10 款地方交付税は、特別交付税として 1 億円を見込み、普通交付税は、不交付を見込んでおります。

13 款使用料及び手数料は、1 億 4,135 万 6,000 円を見込んでおり

ます。

14 款国庫支出金は、25 億 164 万円、15 款県支出金は、13 億 1,893 万円を見込んでおります。

80 ページをお願いいたします。

17 款寄附金は、ふるさと応援寄附金として 1 億 2,000 万円を見込んでおります。

82 ページをお願いいたします。

18 款 1 項基金繰入金は、10 億 6,771 万 9,000 円、前年度比 1 億 5,465 万円の増で、その主なものは、公共施設等整備基金繰入金の増であります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

105 ページをお願いいたします。

2 款総務費について申し上げます。

1 項 8 目広報広聴活動費の 1 広報広聴事業になります。

使用料及び賃借料に、LINE 公式アカウント情報配信システム利用料を計上しております。

109 ページをお願いいたします。

1 項 12 目企画費の 3 みんなでまちづくり事業になります。

委託料に多文化情報発信委託料を計上しております。

113 ページをお願いいたします。

1 項 14 目電算管理費の 1 総合住民情報管理事業では、委託料に自治体情報システム標準化・共通化業務委託料を計上しております。

155 ページをお願いいたします。

3 款民生費について申し上げます。

2 項 2 目保育サービス費の 3 保育園管理運営事業になります。

委託料に吉浜北部保育園長寿命化改修工事実施設計業務委託料を計上しております。

165 ページをお願いいたします。

2 項 3 目家庭支援費の 23 出産・子育て応援交付金支給事業になり

ます。電子母子健康手帳アプリ改修業務委託料や出産・子育て応援交付金などを計上しております。

175 ページをお願いいたします。

4 款衛生費について申し上げます。

1 項 4 目環境保全推進費の 4 環境衛生対策推進事業になります。委託料に、環境基本計画作成業務委託料を計上しております。

また、補助金にスマートハウス設備設置費補助金を計上しております。

187 ページをお願いいたします。

7 款商工費について申し上げます。

1 項 2 目商工業振興費になります。17 商工業振興事業では、補助金に中小企業ステップアップ補助金を計上しております。

217 ページをお願いいたします。

10 款教育費について申し上げます。

2 項 3 目学校建設費の 2 小学校長寿命化改良事業では、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事費並びに高取小学校給食施設改築工事費などを計上いたしております。

219 ページをお願いいたします。

3 項 1 目学校管理費の 2 中学校維持管理事業になります。工事請負費に、高浜中学校トイレ改修工事費を計上しております。

225 ページをお願いいたします。

4 項 1 目幼児教育費の 3 幼稚園維持管理事業になります。工事請負費に、高取幼稚園解体工事費、吉浜幼稚園長寿命化改修工事費を計上しております。

当初予算書の 3 ページにお戻りをお願いいたします。

3 ページの予算総括表をお願いいたします。

5 特別会計並びに 2 企業会計の当初予算であります。

特別会計全体としましては、前年度比 2 億 1,198 万 9,000 円増の 72 億 879 万円。

水道事業会計につきましては、前年度比 1 億 52 万円増の 13 億 5,713 万 6,000 円。

下水道事業会計につきましては、前年度比 6,328 万 3,000 円減の 26 億 4,595 万 2,000 円といたすものであります。

最後に、報告第 1 号及び報告第 2 号は、高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況の御報告をさせていただくものであります。

以上が令和 5 年 3 月定例会に付議させていただきます案件でございます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま、当局より説明のありましたとおり、同意 1 件、一般議案 14 件、補正予算 7 件、当初予算 8 件、報告 2 件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら市長。

市長挨拶

委員長 当局の方は退席願います。

御苦労さまでした。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 副主幹) それでは、議案の取扱いについて御説明させていただきます。

3 月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に昨年 12 月

14 日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、2月22日から3月23日までの30日間でございます。

議案の取扱いにつきましては、2月22日の本会議初日に同意第1号を即決でお願いし、議案第2号から議案第30号までの上程、説明後、報告第1号及び報告第2号の報告を受けます。

2月28日第2日目と3月1日第3日目の2日間は、一般質問、一般質問終了後に関連質問を願い、3月2日の第4日目には議案第16号から議案第22号までの補正予算の質疑、討論、採決をお願いし、その後、議案第2号から議案第15号まで及び議案第23号から議案第30号までの総括質疑、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。

3月8日及び9日の予算特別委員会においては、議案第23号から議案第30号までの8議案を、3月14日の総務建設委員会においては、議案第2号から議案第5号までの4議案を、3月15日の福祉文教委員会においては、議案第6号から議案第15号までの10議案の審査をお願いいたします。

最終日の3月23日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順で行います。

なお、議案第16号から議案第22号までの補正予算は、第4日目、3月2日木曜日に質疑、討論、採決を行いますが、補正予算の討論の事前通告は行わず、補正予算の討論を行う場合は当日、挙手にて討論を行っていただきますようお願いいたします。

そのほかの議案につきましては、3月22日水曜日の正午までに討論の通告書を御提出いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説明しました案のとおり決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「質問。」と発声するものあり

問（15） 3月1日に一般質問があつて、3月2日に総括質疑があるんですが、これ、間に一日ありませんでしたかね。

説（事務局 副主幹） 日程については、さきの12月14日の日に決定をさせていただいておりますが、3月3日は高浜高校の卒業式が予定されており、都合上このような日程にさせていただいておることを御理解お願いいたします。

問（15） ということは、毎回こういう続けてということじゃなくて、今回だけ、3月1日、3月2日と行われるということでしょうか。

説（事務局 副主幹） 委員おっしゃるとおりでございます。

委員長 よろしいですか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 それでは、ほかに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、案のとおり決定させていただきます。

（3）一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、2月16日木曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序を受付順としますが、2月16日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽せんにより質問の順序を決めさせていた

だきます。

これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(4) 総括質疑の通告について

委員長 12月定例会に引き続き、3月定例会においても総括質疑の通告制を試験的に実施することが議会改革特別委員会で決定し、その運用ルールについては、資料のとおりとすることが1月25日の議会改革特別委員会で決定いたしました。

総括質疑の通告について、資料のとおり取り扱って御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定いたしました。

総括質疑を行う場合は、通告書を締切りまでに提出していただきますが、提出締切りの定例会開会2日目、2月23日は、祝日になりますので、その翌日の2月24日の午後5時までに事務局を通じ、議長へ提出していただくようお願いいたします。

(5) 予算特別委員会委員の指名について

委員長 事務局より説明願います。

説(事務局 副主幹) 構成メンバーにつきましては、4年間の構

成表で決められているとおり、令和5年の予算特別委員会の委員は、荒川義孝議員、杉浦浩一議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、柳沢英希議員、北川広人議員、小嶋克文議員、倉田利奈議員、以上の8名となります。

委員長 事務局が報告しました8名を議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定いたします。

(6) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出がありましたのは、請願書2件及び陳情書1件で、請願第1号、請願第2号及び陳情第1号につきまして、付託先の委員会を事務局から発言願います。

説(事務局 副主幹) それでは、タブレットに請願・陳情文書表(案)と各請願、陳情書の写しを配付させていただいておりますが、提出されました請願2件及び陳情1件の付託委員会につきましては、請願第1号は総務建設委員会に付託、請願第2号は福祉文教委員会に付託、陳情第1号は総務建設委員会に付託するということでお願いいたします。

なお、陳情第1号につきましては陳情者より意見陳述の希望がありましたので御了承願います。

委員長 ただいま、請願及び陳情の付託委員会について事務局より発言がありましたが、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

(7) 議員派遣について

委員長 事務局より説明願います。

説(事務局 副主幹) それでは、資料を御覧いただきたいと思えます。

例年4月に開催されております、東海市議会議長会定期総会が来年度は4月13日、三重県松阪市で開催されます。

この会議には正副議長が出席いたしますが、議長は、議会を代表する立場であることから議員派遣の対象ではございません。

副議長は、議員派遣の対象となりますので、派遣の可否について御議決をお願いしたいと思います。

取扱いといたしましては、3月定例会の初日に議長発議で議決をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明いたしました案のとおり、3月定例会の初日に議員派遣についてを議長発議で行うということでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

(8) 3月定例会における議会のコロナ対応について

委員長 本件について、議長より発言を求められておりますので、

これを許可します。

議長 3月定例会における議会の対応についての資料を御覧ください。

3月定例会における議会のコロナ対応については、12月定例会における新型コロナウイルス感染症対策と同様の対応とする案を資料としてタブレットに事前に登録させていただきました。

この件について御意見がある場合は、あらかじめ事務局に提出するように伝えたところ、特に意見の提出はございませんでした。

なお、先日、国は、マスクの着用については、3月13日から個人判断に委ねる方針を決定したところですが、本定例会中においては、マスクの着用をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3月定例会におけるコロナ対応について、議会運営委員会で御協議いただきますようお願いいたします。

以上であります。

委員長 ありがとうございます。

ただいま議長から説明がありましたが、議長案について、特段、御意見の提出はなかったようですが、委員の方で御意見があればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 意見もないようですので、3月定例会の議会のコロナ対応については、議長案のとおりとして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、議長案のとおりと決定いたしました。

2 資料要求について

委員長 議長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

議長 御手元に配付してありますとおり、2月9日付けで内藤とし子議員より予算審査に関し、資料要求願が2月13日に提出されましたので、市長に資料要求を提出すべきか議会運営委員会にお諮りいただきますよう、よろしく願いいたします。

委員長 ただいま議長より、内藤とし子議員から提出されました資料要求願について、議会運営委員会で諮るよう依頼がありました。

資料要求については、議会運営に関する申合せ事項において、議案審議に当たり、資料要求する場合は、議長に資料請求願書を提出し、議長はこれを議会運営委員会に諮り、資料要求を当局に要求すると決められた場合は、議長は当局に資料を要求するとあることから、議会運営委員会で諮るものです。

今回の資料要求について、まず内藤委員より御説明していただき、市長に資料要求を提出すべきか諮りたいと存じますので、内藤委員、説明を願います。

説(15) 予算・決算ともに毎回資料要求願をさせていただいていますが、やはり予算説明書、決算説明書だけでは分かりにくい、不十分な点がありますので、この資料要求願を出させていただきたいと思えます。

27項目ありますが、ぜひよろしく願いいたします。

委員長 ただいま内藤委員から説明がありましたが、この件について、御意見のある方お願いいたします。

意 見 な し

委員長 本件につきましては過去から予算審査に当たって、資料要求願が出されており、これを市長に資料要求してきたものですので、

これまでどおり議会として資料要求するものとしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、内藤とし子議員提出の資料要求願を議長より市長に提出することといたします。

3 今後の議会運営委員会の日程等について

委員長 私から、今後の議会運営委員会の日程等について、お願いいたします。

3月2日の木曜日、本会議第4日の終了後、常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派代表者会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定願います。

続いて、3月定例会最終日に上程する議会の個人情報保護条例の制定と議員提出議案の取扱いについて協議する議会運営委員会を3月15日の水曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思っておりますので、御予定願います。

説明は以上であります。

次に、事務局から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

説（事務局長） それでは、事務局より一点お願いいたします。

例年のことになりましたけれど、株式会社キャッチネットワークより、3月定例会の初日、2月22日に行われる市長の施政方針と教育長の教育行政方針についてキャッチで放送するため、撮影したいと御依頼がありましたので、あらかじめ御報告をさせていただきます。

委員長 本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 37 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長